

## フランスにおける図書館職教育制度（続）

Le système de formation professionnelle des bibliothécaires en France (suite et fin)

薬師院 はるみ

Harumi YAKUSHIIN

### 3.2 国立図書館職高等学院（ENSB）と国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）

本節（3.2）では、国立図書館職高等学院（ENSB）及び、その後身の国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）について取りあげる。これらは、グランド・エコールとして紹介されていることもある<sup>78)</sup>。しかし、国立図書館職高等学院（ENSB）の時代より、生徒はグランド・エコール準備学級（CPGE）で学んだ者の中から選抜されているわけではない。

#### 3.2.1 国立図書館職高等学院（ENSB）

国立図書館職高等学院（ENSB）は、1963年の行政命令<sup>79)</sup>により、国民教育省が管轄する行政的性格の公施設法人（établissement public à caractère administratif: EPCA）として創設された。同行政命令第2条にも記されているように、国立図書館職高等学院（ENSB）の主な目的は、図書館の上級職の採用及び教育を行うことであった。入学者の決定には、いわゆる外部競争選抜と内部競争選抜とが毎年実施されていた<sup>80)</sup>。前者の受験資格は学士かそれに相当する学歴資格を持つ30歳以下の者であり、後者の受験資格は、契約職員も含めて図書館で副司書として5年以上の勤務経

験を持つ25歳から35歳までの者である。

入学を許可された学生は、公務員研修生としての資格を得、教育期間を通して報酬を受ける。すなわち、その際の教育は、第1章（1）で示した4種類の図書館職教育の内、採用後の初任者研修に相当する。教育期間は1年間で、最終試験に合格すると、前節（3.1.2）でも言及した上級図書館職免状（DSB）が授与される。要するに、上級図書館職の研修生に対して初任者研修を行うこと、より具体的には、上級図書館職免状（DSB）取得のための教育を行うことが、国立図書館職高等学院（ENSB）に課せられた主な目的であった。

しかしそれだけではなく、国立図書館職高等学院（ENSB）は、フランス全土約20ヶ所の図書館と連携し、非上級職の教育にも携わっていた。それらの図書館では、国立図書館職高等学院（ENSB）の管轄下、司書職適性証（CAFB）の取得や、中級の図書館職採用の競争選抜を目指すための教育が実施されていた。それら約20ヶ所のうち、パリとモンペリエには、国立図書館職高等学院（ENSB）から常勤の教員が派遣されていたという<sup>81)</sup>。

国立図書館職高等学院（ENSB）は、約10

年間、パリにある国立図書館の音楽部門がある場所に併設されていたのだが、パリ郊外のコミューンであるシャトネ＝マラブリー（Châtenay-Malabry）に移転する計画が、1969年に持ち上がる。しかし、パリ一極集中を解消すべきとの機運が高まりつつあった状況下、1971年に移転先はリヨンと決定された。その結果、1974年、リヨン第1大学や国立応用科学院リヨン校（Institut national des sciences appliquées de Lyon: INSA Lyon）等、複数の高等教育施設が集まるヴィルルールバンヌ（Villeurbanne）のラ・ドゥア（la Doua）学術地帯に移転した<sup>82)</sup>。

その後、第2章（2.1）でも述べたように、1980年代から90年代にかけてのフランスでは、地方分権政策や同政策下での公務員制度改革が次々と実施されていき、1990年代前半には、公務員の図書館職員に関する大規模な制度改革が実施された。また、先述（3.0.1）したように、この時期には、サヴァリ法の制定により、多様な高等教育機関が互いに通底する枠組の下で活動することのできる体制が整えられた。加えて、図書館の世界で必要とされる知識や技術が、飛躍的に増えつつあることが自覚されるようになっていた。

この状況下、1980年代後半に国立図書館職高等学院（ENSB）は、リヨン第1大学やグルノーブル第2大学等と協定を結んでいる。それらの大学の認可の下で、高等専門教育免状（DESS）、さらには深化教育免状（DEA）を取得できる体制を整えるためである。先述（3.0.2）したように、これらの免状は、LMD改革以前の大学における第3期課程に設けられていたものである。また、リヨン第1大学や第3大学、そしてグルノーブル第3大学の大学教員を国立図書館職高等学院（ENSB）の一員として迎えている<sup>83)</sup>。

1980年代後半以降、国立図書館職高等学院

（ENSB）は、大学旧第3期課程以上の教育及び研究が行える機関として再編すべく、組織改革を進めていたのである。再編後の新名称については、ENSBの「B」を図書館職（bibliothécaires）から図書館（bibliothèques）に変えるべきか否かが議論されたり、「図書館のエコールノルマル」を意味するENS-BIBにしようとの意見も提出されていたという<sup>84)</sup>。言うまでもなく、ENS-BIBは、グランド・エコールの名門として知られるエコール・ノルマル（ENS）を彷彿させる。しかし最終的に、新名称は国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）と決定されたのである。

### 3.2.2 国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）

国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）は、1992年1月9日付行政命令<sup>85)</sup>、すなわち、〈表2〉でも示した国家公務員の図書館職に関する職団を創設した諸行政命令と同日付の行政命令に基づき、特別高等教育機関として創設された。先述（3.0.1）したように、特別高等教育機関は、多様な高等教育機関を包括する目的でサヴァリ法により規定された、学術的文化的職業的性格の公施設法人（EPCSCP）の一種である。

上記行政命令の現行第3条に記されているように、今日の国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）は、主な役割として、国家公務員の上級司書研修生と司書研修生を対象とした、初期教育を請け負うこととなっている。ただし、同条には、地方公務員としての上級司書と司書の養成に関与することも可能と規定されている。しかしながら、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）における初期教育の対象者は、類縁機関の開設や閉鎖、あるいは地方分権政策に代表される、国家的な方針等に従って何度か変更されているのである。

### 3.2.2.1 創設当初の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) による教育活動

国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) の公式サイトには、創設間もない頃に作成された小冊子や文書、パンフレット等の諸資料<sup>86)</sup>が公開されている。それらによれば、創設当初の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) でも、国家のみならず、地方公務員の上級司書研修生に対する初期教育が実施されていた。ただし、今日と同様、後者は後述 (4.2) する国立地方公務員センター (CNFPT) と協定を結ぶ形となっていた。一方、今日とは異なり、当時の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) では、司書研修生に対する初期教育は実施されていなかった。それらは、後 (3.2.2.2) に取りあげる国立司書養成学院 (Institut national de formation des bibliothécaires: INFB)<sup>87)</sup>で実施されていたからである。

国家か地方かを問わず、それらの上級司書研修生は、競争選抜を経て採用される。学士ないしはそれに相当する資格の保持者を対象とした外部競争選抜か、上級司書への昇進を目指す現職者を対象とした内部競争選抜である。加えて、古文書学校 (EC) の上級司書候補生に対しては、専用枠が設けられていた。後に撤廃されることになるのだが、この当時には、競争選抜の種類に応じて、それぞれ年齢制限も設けられていた<sup>88)</sup>。

上級司書研修生は、6ヶ月の実習を含めて計18ヶ月に及ぶ教育を受けることになるのだが、その間、公務員研修生としての報酬が与えられた。その額は、1992年当時で1ヶ月約7300フランと記録されている。ただし、その後10年間は国に奉仕する義務がある。研修を修了すると、前節 (3.1.2) でも言及した上級司書免状 (DCB) が授与される。本項 (3.2.2) 冒頭でも言及した1992年の行政命令第4条により、上級図書館職免状 (DSB) が、

上級司書免状 (DCB) に置き換えられたためである。そして、上級司書研修生は、この免状を取得後に、上級司書としていずれかの図書館に配属されることになったのである。

ところで、国立図書館職高等学院 (ENSB) で、大学旧第3期課程の免状を取得できる体制が築かれたことについては、前項 (3.2.1) で述べた通りである。改組後の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) が学術的文化的職業的性格の公施設法人 (EPCSCP) と位置づけられたことにより、この体制が法的にも整合性を持つ形で保証されることとなった。

実際、国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) でも、創設当初より、リヨン第1大学と共同で認可される文献情報処理高等専門教育免状 (DESS d'informatique documentaire: DESSID) か、リヨン第2または第3大学と共同で認可される通信情報科学深化教育免状 (DEA "Sciences de l'information et de la communication") を取得できる課程が用意された。前者は主に、現職者や企業等への就職希望者を対象としたもので、一方、後者は、主として上級司書免状 (DCB) 取得後も研究の継続を希望する者を対象としたものである。

### 3.2.2.2 国立司書養成学院 (INFB)

1992年9月1日、ヴィルールバンヌで、国立司書養成学院 (INFB) が開校した。国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) 創設と同じ年、同じコミュン内に、国立の図書館職養成機関が、もう一校開設されたのである。同学院は、1992年8月21日付条令に基づき、文化省の外局として創設された。

先述 (3.2.2.1) のように、当時の国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) が、国家及び地方公務員の上級司書研修生を対象とした初期教育を担っていたのに対し、国立司書養成

学院（INFB）の主な役割は、国家及び地方公務員の司書研修生を対象に初期教育を実施することであった。前節（3.1.2）でも述べたように、それまで、地方公務員としての司書の競争選抜を受けるには、司書職適性証（CAFB）と学士の資格が必要とされていた。しかし、司書職適性証（CAFB）は廃止されることとなり、以後、司書を対象とする初期教育は、国家か地方かを問わず、国立司書養成学院（INFB）で実施されることとなる。

ただし、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）と同様に、地方公務員の研修生に対する初期教育に関しては、国立地方公務員センター（CNFPT）と協定を結ぶ形となっていた。加えて、後述（4.1）する図書館職養成センター（CFCB）との連携を図るための部局も設けられていた。また、同学院では、現職者に対する継続教育も実施されていた<sup>89)</sup>。

国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）の上級司書研修生と同様に、国立司書養成学院（INFB）の司書研修生も、基本的には学士ないしそれに相当する資格の保持者の中から採用された。研修期間は1年で、修了後には国立司書養成学院（INFB）による施設免状として司書修了証（certification de bibliothécaire）が授与された。また、同じく上級司書研修生と同様に、後に撤廃されることになるのだが、この当時には、司書研修生に関しても、競争選抜を受ける際の年齢制限が設けられていた<sup>90)</sup>。一方、上級司書研修生とは異なり、司書研修生に対する研修は、研修機関と赴任先とで交互に実施されると決められた<sup>91)</sup>。そのため、上級司書研修生の赴任先は研修後に決定されるのに対し、司書研修生は、赴任先の決定後に、国立司書養成学院（INFB）が管轄する研修を受けることになっていた。

### 3.2.2.3 国立司書養成学院（INFB）閉鎖後

1999年1月より、国立司書養成学院（INFB）は国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）に統合された<sup>92)</sup>。上級司書と司書の初任者研修は、国家、地方共、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）が担う事となったのである。しかし統合前と同様に、地方公務員の研修は、後述（4.2）する国立地方公務員センター（CNFPT）と協定を結ぶ形で実施されることとなった。すなわち、地方公務員の上級司書研修生に対する研修は、同センターに属する諸機関の内、地方公務員職階A+を管轄する国立地方公務員研修所（Institut national des études territoriales: INET）との協定により、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）で実施されることとなった。一方、地方公務員の司書研修生は、地方公務員職階Aを管轄する国立地方管理職養成学院（Ecole nationale d'application des cadres territoriaux: ENACT）による研修を受け、それに国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）が協力する体制となった<sup>93)</sup>。なお、同養成学院は、2011年より、国立地方公務員専門分野別研修所（Institut national spécialisé d'études territoriales: INSET）に改組されている<sup>94)</sup>。

研修期間についてであるが、上級司書は、国家か地方かに関わらず、18ヶ月間行うこととなっている。一方、司書は、国家も地方も、1990年代の創設当初から現在にいたるまで、それぞれの当該個別身分規定では、研修期間は1年間と規定されている。しかし、国家公務員としての司書研修生は、2016年現在、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）での研修期間が6ヶ月となっている。また、地方公務員としての司書研修生に関しては、2008年に個別身分規定が改正され<sup>95)</sup>、研修期間を5日間にまで短縮することが可能となった。

以上のような経緯を経て、現在、国立図書

館情報学高等学院 (ENSSIB) で実施されている公務員初期教育の対象は、主として、国家及び地方公務員の上級司書研修生、及び、国家公務員の司書研修生となっている。そして、研修修了時に、前者に対しては、先(3.1.2, 3.2.2.1)にも触れた上級司書免状(DCB)が、また、後者に対しては、同じく先(3.2.2.2)にも触れた司書修了証(certification de bibliothécaire)が授与される<sup>96)</sup>。

加えて、周辺大学等と共同で、修士免状を取得する体制も整えられている。具体的には、1年目に図書館情報学(Sciences de l'information et des bibliothèques, dite Panist)を専攻し、翌年に3つの専攻<sup>97)</sup>の内いずれかに分かれる電子文書に関する修士(Master de la documentation numérique)、著作物や画像の文化に関する修士(Master Cultures de l'écrit et de l'image)、そして、図書館や資料の政策に関する修士(Master Politique des bibliothèques et de la documentation)の計5種である。これらの修士免状は、いずれも、先述(3.0.3)した実務経験認定制度(VAE)を利用して取得することもできる<sup>98)</sup>。

さらには、2014年度より、現場管理職を目指す現職者や学生等を対象に、eラーニングの形式で図書館及び資料管理職(Cadre opérationnel des bibliothèques et de la documentation: COBD)資格を取得できる体制も整えられた。同資格は、国立図書館情報学高等学院(ENSSIB)による施設免状で、「bac+3」水準、すなわち、学士と同等の水準だが、2016年4月現在、職業資格国定基準一覧(RNCP)には登録されていない<sup>99)</sup>。

### 3.3 大学における図書館職教育

本節(3.3)では、大学での図書館職教育を取りあげる。従来、それらは、科学技術大学教育免状(DEUST)課程と、技術大学部

免状(DUT)課程が中心となっていた。それら2課程で取得できる免状は、いずれも、「bac+2」の水準に相当する。ただし、今日、フランスの大学には、「bac+3」以上の水準に相当する図書館職教育の課程も設けられている。

#### 3.3.1 bac+2

前章(2.2)でも述べたように、国家と地方のいずれにおいても、職階Bの図書館職に関しては、それぞれ二つの級に外部競争選抜の規定が設けられている。それら二つの内、上位の級、すなわち職階B+ (またはCII)の外部競争選抜を受けるには、バカロレア取得後、2年間の専門教育を修了している必要がある。本項(3.3.1)で順に取りあげる2種の課程は、その専門教育をうけるためのものとして位置づけられている。これら2種の課程で実施されている教育は、第1章(1)で言及した4種類の図書館職教育の内、競争選抜前の初期教育、あるいは、競争選抜対策のための教育に相当する。

##### 3.3.1.1 科学技術大学教育免状課程・図書館と資料管理に関する職専攻( DEUST-Métiers des bibliothèques et de la documentation)

先(3.0.2, 3.0.3)にも述べたように、科学技術大学教育免状(DEUST)課程は、元々はLMD改革以前の大学の第1期課程に、一般大学教育免状(DEUG)課程と並列して設けられていたものである。科学技術大学教育免状(DEUST)課程には40種類以上の専攻が設けられており<sup>100)</sup>、その内、図書館職に関する専門教育は、「図書館と資料管理に関する職」専攻で実施されている<sup>101)</sup>。しかし、科学技術大学教育免状(DEUST)課程が、元々はLMD改革以前に設けられた課程であるこ

とから、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）は、同課程での図書館職に関する専門教育も、いずれ閉鎖されるとの見解を示している<sup>102)</sup>。

実際、国立教育職業情報機構（Office national d'information sur les enseignements et les professions: ONISEP）が毎年発行しているバカロレア取得後の進路に関する便覧を用い、科学技術大学教育免状（DEUST）課程「図書館と資料管理に関する職」専攻を展開している大学を調べたところ、2003年版には、リモージュ大学、パリ第6大学、ピカルディ大学、レンヌ第2大学、そしてリール第3大学の計5ヶ所が記載されているのだが<sup>103)</sup>、2015年版に記載されているのは後二者のみである<sup>104)</sup>。後述（3.3.2）するが、同専攻を閉鎖した大学の多くは、その代わりに、図書館職に関する職業学士の課程を設けている。

すなわち、現在、同専攻が置かれているのは、レンヌ第2大学とリール第3大学の2ヶ所である。いずれの大学でも、この専攻への入学者は、バカロレアまたはそれに相当する資格の保持者の中から選ばれる。リール第3大学による2015年発行の案内には、書類選考及び面接が課されると記されており<sup>105)</sup>、一方、レンヌ第2大学による2014年発行の案内には、志望理由書や学業成績による一次専攻と、その合格者を対象とした筆記試験が課されると記されている。また、レンヌ第2大学による案内は、想定している志願者の例として、新規のバカロレア取得者等の他、進路変更を希望している大学第1期課程の学生を挙げている。すなわち、科学技術大学教育免状（DEUST）課程に置かれた他の専攻と同様に、同専攻も進路変更の手段として位置づけられているのである<sup>106)</sup>。

入学を許可された学生は、2年間の教育を受けることになるのだが、両年度とも現場で

の実習を行うこととなっている。課程を終えて免状を取得すると、国家及び地方公務員の図書館職職階B+（またはCII）の受験資格が与えられる。

### 3.3.1.2 技術大学部免状課程・情報コミュニケーション専攻・図書と文化遺産に関する職コース（DUT- information communication option métiers du livre et du patrimoine）

技術大学部免状（DUT）課程は、大学に付属する技術大学部（IUT）に設けられた2年間の課程である。先述（3.0.1）のように、技術大学部（IUT）の創設は1966年だが、図書館職教育に関係する、情報コミュニケーション専攻が設けられたのは、翌1967年である<sup>107)</sup>。技術大学部免状（DUT）課程には、42種類のコースが設けられているのだが<sup>108)</sup>、その内、図書館職に関する専門教育は、基本的には<sup>109)</sup>、1991年に設けられた<sup>110)</sup>、「情報コミュニケーション」専攻「図書と文化遺産に関する職」コース<sup>111)</sup>で実施されている<sup>112)</sup>。

現在、このコースは計10大学、すなわち、ボルドー・モンテーニュ大学<sup>113)</sup>、ブルゴーニュ大学<sup>114)</sup>、パリ第10大学<sup>115)</sup>、ル・アーブル大学<sup>116)</sup>、ロレーヌ大学<sup>117)</sup>、グルノーブル第2大学<sup>118)</sup>、リール第3大学<sup>119)</sup>、エクス＝マルセイユ大学<sup>120)</sup>、ナント大学<sup>121)</sup>、そしてパリ第5大学<sup>122)</sup>に設置されている。その内、前6者には、2年間の通常コースに加え、1年間で修了可能なコースも設けられている。1年間で修了可能なコースとは、すでに「bac+2」水準の学歴資格を持つ者等を、主な対象としたものである。

入学者は、志望理由書等を用いた書類選考等で選ばれる。教育期間中には、講義に加えて、必ず現場での実習を行うこととなっている。そして、上述した（3.3.1.1）科学技術大学教育免状（DEUST）課程の修了者と同様

に、課程を終えて免状を取得すると、国家及び地方公務員の図書館職職階B+（またはCII）の受験資格が与えられる。

### 3.3.2 bac+3以上

前項（3.3.1）で取りあげた2課程で取得できる免状は、いずれも、「bac+2」水準に相当する。従って、LMD改革以降、それらの免状は、大学の第1期課程修了よりも1年分、低い水準となっている。この状況下、先（3.0.2）にも述べたように、多くの大学に職業学士免状を取得するための1年間の課程が創設された。職業学士を得ることで、「bac+3」水準となり、国家、地方共、公務員職階Aの外部競争選抜を受けることも可能となる。また、法規定上は学士水準、すなわち、「bac+3」水準の学歴資格が要求されない職階B以下の場合でも、学士ないしはそれ以上の学歴資格は、高く評価されるということである。

現在、図書館職に関する職業学士の課程は、いくつもの大学で実施されているのだが、その課程の名称には、設置大学によって多様なものが採用されている。そのため、図書館職に関する課程を設置している大学の全てを特定することは難しい。しかしながら、少なくとも科学技術大学教育免状（DEUST）課程や、技術大学部免状（DUT）の課程を開講している大学のほとんど、そして、科学技術大学教育免状（DEUST）課程をかつて開講していた大学の多くには、図書館職に関する職業学士の課程が設けられている<sup>123)</sup>。

あるいは、大学の通常の学士課程を、図書館職に繋がる教育と捉えることも可能である。というのも、前章（2.2）でも述べたように、国家、地方共、図書館職に関する公務員職階Aの外部競争選抜を受けるには、学士水準の学歴資格が要求されるものの、その専門分野が問われることはないからである。実際、国

立教育職業情報機構（ONISEP）も、図書館職を目指す者が受けるべき教育の一選択肢として、図書や文化に関する通常の学士課程を挙げている<sup>124)</sup>。ただし、少なくとも職階Aの場合、職務に直結するという意味での専門的な教育は、競争選抜合格後に、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）や国立地方公務員センター（CNFPT）等において、採用後の初任者研修という形で受けることとなる。

それ以上の水準についてであるが、前節（3.2.2.3）でも述べたように、現在の国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）には、周辺大学等と共同で修士免状を取得する体制が整えられている。加えて、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）と直接提携していないその他の大学にも、図書館情報学に関する修士を取得するための課程が設けられている。例えば、図書館職に関する職業学士の課程を設けている大学の多くには、図書館職に関する職業修士（master professionnelle）課程が設けられている。ただし、学士課程の場合と同様、その具体的な名称は大学によって多様なものが採用されており、従って、図書館職に関する職業修士の課程を設置している大学の全てを厳密に特定することは難しい。

一方、博士免状に関しては、現在までのところ、図書館情報学に直接関係するものは存在しない。しかしながら、情報科学、コミュニケーション、文化遺産、あるいは書物等を扱う形で、人文科学博士や社会科学博士を取得することが可能である<sup>125)</sup>。

### 3.4 図書及び資料管理員学校（EBD）

図書及び資料管理員学校（EBD）は、パリ・カトリック学院（Institut catholique de Paris: ICP）の付設学校として設置された私立の教育機関である。図書及び資料管理員学校（EBD）は、1935年、シャルティストでもあ

るアンリオ（Gabriel Henriot）の尽力により創設された。1920年代の数年間、パリのエリゼ通りには、アメリカ図書館協会の協力の下、図書館職養成を目的とした私立の専門学校が設置されていた。この専門学校に関しては、赤星による詳細な論考が存在する。それによれば、アンリオはその講師を務めるなど同専門学校に大きく貢献し、また、閉校に際しても、最後まで各方面に存続を働きかけていたという。アンリオは、専門学校閉校直後の1930年から1935年にかけても、自らが館長を務めるフォルネイ図書館で、図書館現職者を対象に講習を行ったということである<sup>126)</sup>。

以上のような経緯を経て、1935年にアンリオは、私立の高等教育機関であるパリ・カトリック学院（ICP）の協力の下、同学院の付設学校という形で図書及び資料管理員学校（EBD）を開校した。同校では、創設当初は図書館職養成のための教育が実施されていたのだが、1969年からは資料管理職養成のための教育も実施されるようになり、今日では、図書からweb情報に至るまで、資料や情報全般を対象とした教育が実施されている。

今日の図書及び資料管理員学校（EBD）には、初期教育の課程と、継続教育の課程が設けられている。初期教育に関しては、全日制で、研修を含めて2年間で修了する課程が置かれている。この課程には、学生という社会的身分（statut étudiant）で受講する部門と、研修生という社会的身分（statut d'apprenti）で受講する部門が設けられている。後者の場合、教育機関と企業での就業期間とを交互に組み合わせた交互研修（formation en alternance）という形式で教育を受けることになる。企業で働き、給与を得ながら教育を受けるのである。ただし同部門には、年齢制限及び年度毎の人数制限が設けられている。

いずれの部門で教育を受けるにせよ、この

課程の生徒は「bac+2」水準以上の学歴資格か職業経験を持つ者の中から選抜される。課程を修め最終試験に合格すると、情報管理者（gestionnaire de l'information）の資格が授与される。同資格は、先述（3.0.3）した職業資格国定基準一覧(RNCP)に段階Ⅱ「bac+4」水準として登録されている。この資格は、同じく先述（3.0.3）した実務経験認定制度（VAE）を利用して取得することもできる。

一方、継続教育に関しては、夜学の形式で実施する課程と、週2日の授業を隔週で実施する課程とが置かれている。まず、夜学形式のものとしては、図書及び資料管理補助員（assistant bibliothécaire documentaliste）資格の取得を目指す課程と、図書及び資料管理員（bibliothécaire documentaliste）資格の取得を目指す課程が設けられている。前者は10月から翌年6月まで1週間当たり4日の割合で計250時間実施される課程であり、後者はそれに続けてさらに2ヶ月70時間、すなわち計320時間実施される課程である。なお、後者の課程を修めることで授与される図書及び資料管理員の資格は、職業資格国定基準一覧（RNCP）に、段階Ⅲ「bac+2」水準として登録されている。そして、同資格も、実務経験認定制度（VAE）を利用して取得することもできる。

次に、週2日の授業を隔週で実施される継続教育についてである。同課程には、2つの独立した履修科目群（module）が設けられている。すなわち、資料の統治管理（gouvernance documentaire）と名付けられた履修科目群と、情報構築と計画推進（architecture informatique et conduite de projet）と名付けられた履修科目群である。いずれにせよ、生徒は「bac+4」水準以上の学歴資格か、あるいは職業経験を持つ者のなかから選抜される。また、どちらの履修科目群も1月から6月ま



で、木金と連続2日間の授業が隔週で実施され、修了時に情報監督者 (manager de l'information) の資格が授与される<sup>127)</sup>。

#### 4 その他の公施設法人における図書館職教育

本章(4)では、図書館職教育を実施しているその他の公施設法人として、図書館職養成センター(CFCB)と、国立地方公務員センター(CNFPT)について取りあげる。これら2つのセンターは、どちらも地方分権政策の下で設置されたものである。加えて、国立遠隔教育センター(Centre national d'enseignement à distance: CNED)についても触れておく。

##### 4.1 図書館職養成センター(CFCB)<sup>128)</sup>

本節(4.1)では、図書館職養成センター(CFCB)を取りあげる。同センターは、元々

は、司書職適性証(CAFB)取得のための教育を主な目的に、1987年から1988年にかけて、全国計12ヶ所の大学内に設置された機関である。

##### 4.1.1 司書職適性証(CAFB)廃止前の図書館職養成センター(CFCB)

図書館職養成センター(CFCB)創設のきっかけは、1986年1月に開始された、国民教育省と文化・コミュニケーション省による呼びかけ(appel d'offre)であったという。具体的には、国民教育省図書館博物館情報科学技術局(Direction des bibliothèques, des musées et de l'information scientifique et technique: DBMIST)局長ヴァルロ(Denis Varloot)、そして文化・コミュニケーション省図書読書局(direction du livre et de la lecture: DLL)局長ガテニョ(Jean Gattégno)の名で出された、1986年1月28日付通達による呼びかけで

<表4> 図書館職養成センター Centre de formation aux carrières des bibliothèques: CFCB

	センター名(呼称)	創設時期	設置大学(場所)
1	メディアキテーヌ Médiaquittaine	1987年 9月1日	ボルドー大学 Université de Bordeaux
2	メディア・サントル＝ウェスト Média Centre-Ouest	1987年 9月	ポワチエ大学(1997年より) +リモージュ大学(それ以前) Université de Poitiers (depuis 1997) (+Université de Limoges (a l'origine))
3	CFCB・ブルターニュ＝ペイ・ドゥ・ラ・ルワール CFCB Bretagne - Pays de la Loire	1988年 1月10日	レンヌ第2大学(1996年12月より) メーヌ大学(1996年12月まで) Université Rennes2 (depuis décembre 1996) (Université du Maine (jusqu'a décembre 1996))
4	ディア・ノルマンディー Média Normandi	1987年 9月	ノルマンディー大学 Normandie Université
5	メディアディクス Médiadix	1987年 9月	パリ・ウェスト・ナンテール・ラ・デファンス大学(バリ第10大学) Université Paris Ouest Nanterre La Défense
6	メディアリール MédiaLille	1987年 9月1日	シャルル・ド・ゴール＝リール第3大学 Université Charles de Gaulle - Lille 3
7	メディアール Médial	1988年 9月1日	ロレーヌ大学 Université de Lorraine
8	ビブリエスト Bibliest	1988年 10月1日	ブルゴーニュ大学 Université de Bourgogne
9-1	メディア・ローヌ＝アルプ／グルノーブル支部 Médiat Rhône-Alpes - site de Grenoble	1987年 9月20日	ピエール＝マンデス＝フランス大学(グルノーブル第2大学) Université Pierre-Mendès-France (Grenoble II)
9-2	メディア・ローヌ＝アルプ／リヨン支部 Médiat Rhône - Alpes- site de Lyon		リヨン第1大学図書館 Bibliothèque Universitaire Sciences Lyon 1
10	ビブリアーヴェルニュ BibliAuvergne	1987年 9月1日	ブレース＝バスカル大学 Université Blaise-Pascal
11	CRFCB・デクス＝マルセイユ CRFCB d'Aix-Marseille	1987年 9月18日	エクス・マルセイユ大学 Aix Marseille Université
12	メディアドック Médiad'Occ	1988年 10月1日	トゥールーズ・ミディ＝ピレネー大学連合 Université Fédérale de Toulouse Midi-Pyrénées

ある。

先述（3.2.1）したように、当時のフランスでは、国立図書館職高等学院（ENSB）の管轄下、フランス全土約20ヶ所の図書館で、非上級の図書館職に対する教育が実施されていた。司書職適性証（CAFB）の取得や、中級の図書館職採用を目指すための教育である。それらのほとんどは、非公式かつ同業組合的なものであった。しかし、その数を減らし、実施される研修を法的に正当なものとして位置づけようというわけである。また、図書館職教育を、大学で実施される教育として位置づけようとの意図もあったという<sup>129)</sup>。

1989年5月5日付で2つの条令、すなわち、図書館職養成センター（CFCB）全国教育委員会を創設する条令<sup>130)</sup>と、司書職適性証（CAFB）の交付様式等を変更する条令<sup>131)</sup>が公布され、図書館職養成センター（CFCB）は司書職適性証（CAFB）取得のための教育

機関であることが法的にも規程された<sup>132)</sup>。そして、各センターごとに管轄する地域圏が割り当てられ、その結果、当時のフランス本土に存在した全22の地域圏及び海外県と海外領土は、それぞれいずれかのセンターに管轄されることとなったのである<sup>133)</sup>。

しかし、前章（3.1.2）でも述べたように、1994年の条令により、司書職適性証（CAFB）は廃止されることになった。そのため、図書館職養成センター（CFCB）は、その役割を、大きく変更させることとなったのである。

#### 4.1.2 司書職適性証（CAFB）廃止後の図書館職養成センター（CFCB）

フランス高等教育省の公式HPには、今日における図書館職養成センター（CFCB）の基本的使命として、以下の3つが示されている。

- ・図書館や文書に係る職に関する情報提供

所在地（都市名）	サービス対象地域圏（2015年12月まで）	サービス対象地域圏（2016年1月より）
グラディニャン Gradignan	アキテーヌ Aquitaine	ヌーヴェル＝アキテーヌ Nouvelle-Aquitaine
ポワティエ （リモージュ） Poitiers （Limoges）	サントル＝ヴァル・ド・ロワール、リムーザン、 ポワトゥー＝シャラント Centre-Val de Loire, Limousin, Poitou-Charentes	同上 + サントル＝ヴァル・ド・ロワール Centre-Val de Loire
レンヌ （ル・マン） Rennes （Le Mans）	ブルターニュ、ペイ・ド・ラ・ロワール Bretagne, Pays de la Loire	同左
カーン Caen	バス＝ノルマンディー、オート＝ノルマンディー Basse Normandie, Haute Normandie	ノルマンディー Normandie
サン＝クルー Saint-Cloud	イル＝ド＝フランス、海外県と海外領土 Ile-de-France, DOM-TOM	同左
ヴィルヌーヴ＝ダスク Villeneuve-d'Ascq	ノール＝パド＝カレール、ピカルディ Nord-Pas-de-Calais, Picardie	オー＝ド＝フランス Hauts-de-France
ナンシー Nancy	アルザス、シャンパーニュ＝アルデンヌ、ロレーヌ Alsace, Champagne-Ardenne, Lorraine	グラン・テスト Grand Est
ディジョン Dijon	ブルゴーニュ、フランシュ＝コンテ Bourgogne, Franche-Comté	ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ（省略形：BFC） Bourgogne-Franche-Comté (abrégiée BFC)
グルノーブル Grenoble	ローヌ＝アルプ Rhône Alpes	オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ Auvergne-Rhône-Alpes
クレルモン＝フェラン Clermont-Ferrand	オーヴェルニュ Auvergne	
マルセイユ Marseille	プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール、コルス Provence-Alpes-Côte d'Azur, Corse	同左
トゥールーズ Toulouse	ラングドック＝ルシヨン、ミディ＝ピレネー Languedoc-Roussillon, Midi-Pyrénées	オクシタニー Occitanie

- ・公務員としての図書館職採用試験の準備
- ・現職者を対象とした継続教育<sup>134)</sup>。

司書職適性証 (CAFB) の廃止以降, 同センターでは, 図書館職を目指す学生や現職者などを対象に, 図書館職の全職階に関する外部及び内部競争選抜対策の教育や, 継続教育が実施されている。加えて, 対象地域の全ての人を対象に, 求人情報等, 図書館や文書に関わる職をめぐる情報の提供が実施されているのである。

また, 図書館職養成センター (CFCB) を通じて, 当該設置大学における図書館関係の授業に参加することもできる。具体的には, 前章 (3.3.1.1) で述べた科学技術大学教育免状 (DEUST) 課程・図書館と資料管理に関する職専攻の授業, そして, 同じく前章 (3.3.1.2) で述べた技術大学部免状 (DUT) 課程・情報コミュニケーション専攻・図書と文化遺産に関する職コースの授業などである。加えて, 図書館職養成センター (CFCB) の中には, 大学免状や施設免状を取得できる体制を整えているところもある。

なお, 2016年1月より, フランス本土の地域圏は計22から13に再編された<sup>135)</sup>。それに伴い, いくつかのセンターでは再編後の管轄領域や協力体制について協議されている。

## 4.2 国立地方公務員センター (CNFPT)

国立地方公務員センター (CNFPT) は, 地方公務員の競争選抜や, 研修及び継続教育等を行う目的で, 1987年に設置された。本節 (4.2) では, 主としてこのセンターについて取りあげる。同時に, 各県に設置された地方公務員管理センター (Centre de gestion de la fonction publique territoriale: CDG) についても触れておく。それらはいずれも, 行政的性格の公施設法人 (établissement public a caractère administratif: EPCA) である。

### 4.2.1 国立地方公務員センター (CNFPT) の沿革及び構成

先述 (2.1) のように, 1980年代のフランスでは, 地方分権政策下, 4件の公務員一般身分規定が定められた。それら4件の内, 1984年1月26日付法律, すなわち地方公務員に関する一般身分規定の第13条では, 地方公務員管理センター (CDG) を設置することが定められ, また, 第14条では地方公務員の養成や選抜等に関する管理業務は, 国家, 地域圏, 県の3段階で行う原則が定められた。次いで, 同年7月に制定された同法の補足法<sup>136)</sup>では, そのための全国的な機関, 及び各地域における機関の創設が計画された。

しかし, 以上の規定及び計画, とりわけ, 地方公務員の管理業務を国家, 地域圏, 県の3段階で行うという計画は, 1987年の通称ガラソラン法<sup>137)</sup>によって修正され, その結果, 地方公務員に関する管理業務は, 国立地方公務員センター (CNFPT)<sup>138)</sup>と, 各県ごとに設置される地方公務員管理センター (CDG)<sup>139)</sup>によって行われることとなった。なお, 国立地方公務員センター (CNFPT) の設置に伴い, 1972年創設<sup>140)</sup>のコミューン職員養成センター (Centre de formation des personnels communaux: CFPC) は廃止された。

国立地方公務員センター (CNFPT) は, パリのルイイ通り (rue de Reuilly) に置かれた本部の他, 地域圏出先機関 (délégation régionale) 及びそれらの県支局 (antenne départementale), 4ヶ所<sup>141)</sup>の国立地方公務員専門分野別研修所 (INSET), そして, 国立地方公務員研修所 (INET) から構成される。

それらの内, 国立地方公務員研修所 (INET) は職階A+のための機関であり, 国家公務員を対象とした国立行政学院 (École nationale d'administration: ENA) や, 病院公務員と対象とした公衆衛生高等学院 (École

des hautes études en santé publique: ESHESP)に相当するグランド・エコールとして位置づけられている。元々は、地方公務員高等教育学院 (Institut d'études supérieures de la fonction publique territoriale: IESFPT) という機関名でパリに置かれていたのだが、1987年にストラスブール移転し、現在の機関名に変更された。一方、国立地方公務員専門分野別研修所 (INSET) は、職階Aを対象とした機関である。先述 (3.2.2.3) したように、同研修所は、2011年に国立地方管理職養成学院 (ENACT) から改組された機関である。

また、国立地方公務員センター (CNFPT) には、計18の専門分野別拠点 (pole de compétence) が置かれているのだが、それらは、上記した4ヶ所の国立地方公務員専門分野別研修所 (INSET)、国立地方公務員研修所 (INET)、そして本部に、それぞれ2から4拠点ずつ分かれて設置されている。なお、それらの内、図書館職を管轄する専門分野別拠点は、ナンシーの国立地方公務員専門分野別研修所 (INSET) に置かれた文化担当拠点 (pole culture) である<sup>142)</sup>。

#### 4.2.2 国立地方公務員センター (CNFPT) による競争選抜と教育活動

地方公務員の競争選抜に関して、国立地方公務員センター (CNFPT) が創設された当初においては、職階AとBを同センターが管轄し、職階Cを各県の地方公務員管理センター (CDG) が管轄することとなっていた。しかし、2007年の法律<sup>143)</sup>に従って、2010年1月1日より、同センターが実施する競争選抜は、職階A+, すなわち図書館職では上級司書に関するものに限定されることとなった。そして、その他の職階の競争選抜は、地方公務員管理センター (CDG) で実施されることとなったのである。

一方、地方公務員の研修及び継続教育等についてであるが、上述 (4.2.1) のように、職階A+の研修は、国立地方公務員研修所 (INET) の管轄となっている。ただし、先述 (3.2.2.3) したように、図書館職の場合、地方公務員の職階A+, すなわち地方公務員としての上級司書の研修は、協定によって国立図書館情報学高等学院 (ENSSIB) で実施されている。また、地方公務員の職階A, すなわち図書館職の場合、司書を対象とした研修は、国立地方公務員専門分野別研修所 (INSET) で実施されることとなっている。

そして、地域圏出先機関では、地方公務員の職階B以下を対象とした研修等、地域の実情に応じた研修が実施されている。地域圏出先機関は、地理的に近い2から5機関ずつがまとまって、複数地域圏合同競争選抜センター (centre interrégional des concours: CIC) を形成しているのだが、同センターでも、競争選抜対策のための教育が実施されている。

また、国立地方公務員センター (CNFPT) は、教育に関してそれぞれ近隣の図書館職養成センター (CFCB) や大学と協力しているのだが、その具体的な方法等については、それぞれ地域の実情に応じた形が採用されている<sup>144)</sup>。

#### 4.3 国立遠隔教育センター (CNED)

その他、国立遠隔教育センター (CNED) においても、図書館職に関する競争選抜対策のための遠隔教育が実施されている。国立遠隔教育センター (CNED) は、あらゆる段階の教育を遠隔教育の手段で提供する目的で設置された、行政的性格の公施設法人 (EPCA) である<sup>145)</sup>。同センターは、1986年の行政命令<sup>146)</sup>で創設され、本部はヴィエンヌ県の研究学園都市フュテュロスコープ (technopole du Futuroscope) に置かれている。

ただし、同センターの前身は、元々は、戦争によって混乱していた教育システムを一時的に補う目的で1939年にパリに設置された、通信教育のための機関であった<sup>147)</sup>。同機関は、1944年の行政命令<sup>148)</sup>で、国立通信教育センター (Centre national d'enseignement par correspondance: CNEPC) として正式に発足し、以後、何度かにわたる改組及び名称変更を行い、本部も上記学園都市に移して、現在に至っている<sup>149)</sup>。

## 5 その他の機関における図書館職教育

本章(5)では、図書館職教育を実施しているその他の機関として、フランス図書館員協会 (ABF) と各県の県立貸出図書館 (bibliothèque départementale de prêt: BDP) について触れておくこととする。

### 5.1 フランス図書館員協会 (ABF)

フランス図書館員協会 (ABF) は、1901年のアソシエーション法<sup>150)</sup>に基づいて1906年4月22日付で創設された、フランスで最も古くから存在する図書館関係の全国組織である。館種や地位等に関わらずフランスの図書館及び図書館関係者全般を対象とする唯一の協会であり、本部を含め、23ヶ所に地域支部 (groupe régional) が置かれている。1969年4月12日付で公益法人 (association reconnue d'utilité publique) として認定され<sup>151)</sup>、また、創設百年目に相当する2006年に協会名を「Association des bibliothécaires français」から「Association des bibliothécaires de France」へと改称して、現在に至っている<sup>152)</sup>。

フランス図書館員協会 (ABF) は、活動の一環として、図書館職教育にも携わっている。地域支部が、それぞれの地域で、当該地方公共団体、国立地方公務員センター (CNFPT)、そして地元の大学等と協力し、基礎的な講習

を行っているのである。その主な対象は、図書館職関係の専門教育を受けた経験を持たないか、あるいは、図書館職関係の何らかの免状を持たないまま、図書館で有給ないしはボランティアとして働く現職者となっている。

講習は、週1日または2日の割合で9月から翌6月までの1学年度を通じて実施される。200時間の講義と35時間の実習が行われ、6月の最終試験に合格すると、図書館補佐 (auxiliaire de bibliothèque) 資格が授与される。図書館補佐資格は、先述 (3.0.3) した職業資格国定基準一覧 (RNCP) に段階Vとして登録されており、資格の保持者は国家ないし地方公務員の図書館職の内、職階Cの競争選抜において考慮される<sup>153)</sup>。また、同資格は、先述 (3.0.3) した実務経験認定制度 (VAE) を利用して取得することもできる<sup>154)</sup>。

### 5.2 県立貸出図書館 (BDP)

県立貸出図書館 (BDP) は、全国民、とりわけ非都市部における公読書 (lecture publique) の平等性を確保することを主目的に、フランスの全県に設置されている。フランスのコミューンは、数が極端に多く、概して規模が非常に小さい。2015年の報告書を元に計算すると、合計36,658、約94.3%以下が人口5千人未満、約54.0%が人口500人未満である<sup>155)</sup>。この状況下、小規模コミューンの図書館は、県立貸出図書館による支援を受け、同館を中心とする公読書活動のネットワークに組み込まれる形で運営されているのである。

県立貸出図書館 (BDP) は、元々は、1945年の行政法規<sup>156)</sup>に基づいて、国立の貸出中央図書館 (bibliothèques centrales de prêt: BCP) として各県に創設されていった。しかしながら、1980年代より開始された地方分権政策の下、1986年の行政命令<sup>157)</sup>により、貸出中央図書館 (BCP) の管轄は、国家から各県の県議

会へと委譲されることとなった。さらに、1992年の法律<sup>158)</sup>により、名称も、県立貸出図書館（BDP）と変更されたのである。

小規模コミュニティの図書館は、何らかの形でボランティアに依存しながら運営されていることが多い。この状況下、各県の県立貸出図書館（BDP）は、それらのボランティアと、有給で当該県内の図書館運営に携わっている者を対象に、様々な研修を実施しているのである。それらの研修は県の予算で実施され、受講料は無料となっている場合が多い<sup>159)</sup>。

## 6 おわりに

以上のように、今日のフランスでは、いくつもの機関で様々な種類の図書館職教育が実施されている。本稿で取りあげたもので全てというわけではなく、例えば、国立資料科学技術学院（Institut national des sciences et techniques de la documentation: INTD）が、図書館職教育のための機関の1つに数えられていることもある<sup>160)</sup>。同学院は、国立工芸学院（Conservatoire national des arts et métiers: CNAM）に付設する教育研究施設である。フランスにおける図書館職教育の制度に関しては、その全体像を単純に把握することは難しく、この状況は、複雑な密林に例えられることさえある<sup>161)</sup>。しかしながら、本稿でも示したように、それらは、決して無計画に乱立されていったわけではない。

フランスでは、1980年代前半より地方分権政策が開始され、この政策の下、公務員制度改革が次々と実施されていった。同改革の下、1990年代前半には、公務員としての図書館職に関しても、大規模な制度改革が実施された。それに伴い、上級図書館職免状（DSB）は上級司書免状（DCB）に置き換えられ、次いで、司書職適性証（CAFB）が廃止されるなど、図書館職に関わる資格や免状も大きく変更さ

れていった。

それに合わせ、国立図書館職高等学院（ENSB）は、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）に再編された。また、地方分権政策の下、図書館職教育は、同政策下で創設された国立地方公務員センター（CNFPT）及び同センターの各種支部組織や、あるいは、全国12ヶ所に創設された図書館職養成センター（CFCB）でも実施されるようになった。

一方、フランスでは、1968年の通称フォル法、次いで1984年の通称サヴァリ法に基づいて、高等教育に関する大規模な制度改革が次々と実施されていった。中でも特筆すべきは、サヴァリ法により、多様な高等教育機関が互いに通底する枠組の下で活動することのできる体制が整えられたことである。2000年代からは、欧州高等教育圏の創設に合わせて、いわゆるLMD改革が実施された。2002年には、社会現代化法により、職業資格国定基準一覧（RNCP）が整えられ、各種資格や免状を学歴資格に準拠させる形で互いに連関させる仕組みが築かれた。

この状況下、国立図書館情報学高等学院（ENSSIB）では、周辺大学等と共同で修士免状を取得する体制が整えられた。加えて同学院と直接提携していないその他の大学にも、図書館情報学に関係する修士を取得するための課程が設けられるようになった。図書館の世界で必要とされる知識や技術が、飛躍的に増えていき、図書館職教育において大学が果たす役割は益々大きくなりつつある。

フランスにおける図書館職教育の制度が複雑な様相を呈している背景としては、以上のような社会的事情を指摘することができる。図書館職教育に関係する各種機関が、社会的な要請、とりわけ全国規模で次々と実施された様々な改革に対応すべく、再編を推進させてきた。その結果、それらは、極めて複雑で

はあるものの、互いに高度に整合性が保たれているのである。

本稿でも触れたように、今後、フランスの教育制度は、実務経験認定制度（VAE）を積極的に取り入れる形での再構築が進められていく事が予想される。当然の事ながら、図書館職教育の制度も、この動きに無関係ではいられない。今後は、この制度に注目しながら、研究を続けていきたいと思う。

本研究は、金城学院大学特別研究助成費、金城学院大学父母会特別研究助成費を受けて実施しました。

## 注

- 78) *Après le bac 2015*. ONISEP, 2015, 480p., p.215.
- 79) Décret n° 63-712 du 12 juillet 1963 portant création d'une école nationale supérieure de bibliothécaires.
- 80) ただし、その旨を規定した行政命令で、外部競争選抜等の用語は使用されていない。  
Décret n° 64-559 du 12 juin 1964 fixant les conditions d'admission et de scolarité à l'école nationale supérieure de bibliothécaires.
- 81) Fabien Lafont, *Histoire de la formation des bibliothécaires: il y a 50 ans, l'ENSB (1963-1991) (Mémoire de fin d'étude du DCB)*, 2014, 120p., p.11, 25.
- 82) Daniel Renoult, "Les formations et les métiers," Martine Poulain ed., *Histoire des bibliothèques françaises IV: les bibliothèques au XXe siècle, 1914-1990*. Paris, Éd. du Cercle de la librairie, 1992, 793p., p.420-445., p.428-430.
- 83) 前掲81), p.63-68, 114-118.
- 84) Raphaële Mouren et Daniel Renoult, "De l'ENSB à l'enssib..."-RENOULT Daniel, MOUREN Raphaële," *Revue de l'enssib*. No.1, 2013., p.104-107.
- 85) Décret n° 92-25 du 9 janvier 1992 relatif à l'organisation de l'Ecole nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques.
- 86) "1992 (Histoire de l'enssib)," (le site officiel de l'ENSSIB), <<http://www.enssib.fr/lecole/enssib-2012/histoire-de-lenssib/1992>>
- 87) 司書養成学院 (Institut de formation des bibliothécaires IFB) とも表記される。
- 88) 年齢制限は、国家公務員の上級司書研修生を規定する個別身分規定 (Décret no 92-26 du 9 janvier 1992) 第4条と、地方公務員の上級司書研修生を規定する個別身分規定 (Décret no 91-841 du 2 septembre 1991) 第5条に規定されていた。しかし、前者は2007年の行政命令 (Décret n° 2007-653 du 30 avril 2007) により、後者は2006年の行政命令 (Décret n° 2006-1696 du 22 décembre 2006) により、それぞれ撤廃された。
- 89) Bertrand Calenge, "L'institut national de formation des bibliothécaires... tambour battant!," *Bulletin des bibliothèques de France*. Vol.37, No.6, 1993.
- 90) 年齢制限は、国家公務員の司書研修生を規定する個別身分規定 (Décret no 92-29 du 9 janvier 1992) 第4条と、地方公務員の司書研修生を規定する個別身分規定 (Décret n° 91-845 du 2 septembre 1991) 第5条に規定されていた。しかし、前者は上級司書と同様に2007年の行政命令 (Décret n° 2007-653 du 30 avril 2007) により、後者は上級司書とは異なり2011年の行政命令 (Décret n° 2011-1642 du 23 novembre 2011 - art. 31) により撤廃された。
- 91) Arrêté du 16 mars 1993 fixant le contenu et les modalités d'organisation de la formation des bibliothécaires stagiaires.
- 92) ただし、その旨を法的に示すべく、ENSSIBを規定する1992年の行政命令 (注85) 第3条に修正が加えられたのは、2003年になってからのことである。  
Décret n° 2003-894 du 12 septembre 2003 modifiant le décret n° 92-25 du 9 janvier 1992 relatif à l'organisation de l'Ecole nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques.
- 93) Hélène Bernard et Daniel Renoult, *L'Ecole nationale supérieure des sciences de l'information et des bibliothèques* (ENSSIB). (Rapport n° 2004-125). Paris, l'Inspection générale des bibliothèques, 2004, 186p.

- 94) Marie Bidault "Formation des cadres territoriaux: les Enact deviennent des Inset," 23 novembre 2010  
<<http://infos.emploipublic.fr/2010/11/23/formation-des-cadres-territoriaux-les-enact-deviennent-des-inset/>>
- 95) Décret n° 2008-513 du 29 mai 2008 modifiant les statuts particuliers de certains cadres d'emplois de la fonction publique territoriale.
- 96) Gabrielle Moysan, *Métiers des bibliothèques: guide des formations*, Rennes, Livre et lecture en Bretagne, 2015, 55p., p.15.
- 97) 情報科学技術専攻（Spécialité Information scientifique et technique, dite Sibist: Sciences de l'information et des bibliothèques et Information scientifique et technique), 電子文献専攻（Spécialité Archives numériques), 電子出版専攻（Spécialité Publication numérique)
- 98) ENSSIB, *Guide des formations 2015-2016*. Villeurbanne, ENSSIB, 2015, 32p.
- 99) *Cadre opérationnel des bibliothèques et de la documentation: diplôme d'établissement formation à distance*, Villeurbanne, ENSSIB, 2015-2016, 16p.
- 100) *Après le bac: choisir ses études supérieures*. ONISEP, 2015, 18p., p.8.
- 101) 前掲78), p.214.
- 102) "La formation initiale," (Le site officiel de l'ENSSIB)  
<<http://www.enssib.fr/metiers-des-bibliotheques-et-de-la-documentation/travailler-en-bibliotheque/formation-initiale>>
- 103) *Après le bac 2003*. ONISEP, 2003, 449p., p.429.
- 104) 前掲78), p.429.
- 105) *DEUST: métier des bibliothèques et de la documentation*. Villeneuve-d'Ascq, Université de Lille 3, 2015, 2p.
- 106) *DEUST: métier des bibliothèques et de la documentation*. Rennes, Université Rennes 2, 2014, 4p.
- 107) *Livre blanc sur le système IUT: après 40 ans d'existence: histoire, bilan perspectives*. Cachan, Association des directeurs d'IUT, 2007, 59p., p.6.
- 108) 前掲78), p.45.
- 109) その他にも, 例えば, 「組織における情報と文書管理コース (option gestion de l'information et du document dans les organisations)」を修了することで, 図書館職の職階B+の外部競争選抜を受けることができる。
- 110) Arrêté du 8 juillet 1991 relatif à l'organisation des études conduisant au diplôme universitaire de technologie de la spécialité Information-communication.
- 111) 具体的な専攻及びコース名に関しては, 例えば, ボルドー・モンテーニュ大学の「図書に関する職 (métiers du Livre)」専攻「図書館／メディアテック／文化遺産・コース (option Bibliothèques/Médiathèques/Patrimoine)」のように, 多少異なる表現が用いられていることもある。
- 112) ABF, *Le métier de bibliothécaire 12<sup>e</sup>éd.* Paris, Éditions du Cercle de la librairie, 2013, 565p., p.443.
- 113) IUT Bordeaux Montaigne, Université Bordeaux Montaigne
- 114) IUT de Dijon-Auxerre site de Dijon, Université de Bourgogne
- 115) IUT de Ville d'Avray (St-Cloud), Université Paris Ouest Nanterre La Défense
- 116) IUT du Havre, Université du Havre
- 117) IUT Nancy-Charlemagne, Université de Lorraine
- 118) IUT 2, Université Pierre Mendès France - Grenoble 2
- 119) IUT B, Université de Lille 3
- 120) IUT d'Aix Marseille-site d'Aix-en-Provence, Université d'Aix-Marseille
- 121) IUT de La Roche sur Yon, Université de Nantes
- 122) IUT Paris Descartes, Université Paris Descartes
- 123) Gestion et médiation de ressources documentaires (レンヌ第2大学), Métiers des bibliothèques, de la documentation et des archives numériques (グルノーブル第2大学), Métiers du livre: documentation et bibliothèques (リール第3大学, リモージュ大学, パリ第5大学), Métiers des bibliothèques: gestion, animation, documentation (ピカルディ大学), Licence professionnelle bibliothécaire (ボルドー・モンテーニュ大学), Licence professionnelle: spécialité bibliothèque (パリ第10



- 大学), など。
- 124) 前掲78), p.215.
- 125) 前掲102)
- 126) 赤星隆子「パリ図書館学校一九二四年—一九二九年」前掲54), p.217-243.  
同論考によれば, 同専門学校の設置期間は1924年から1929年までということである。一方, 図書及び資料管理員学校 (EBD) の公式HP他には, 1923年からと記されている。ただし, 1923年には夏期講習しか実施されておらず, 一年課程の授業が開始されたのは1924年からなので, 年代の食い違いは, こうした事情に起因するものと思われる。
- 127) EBD (Le site officiel de l'EBD), <<http://www.ebd.fr/>>
- 128) 図書館職養成地域センター (Centre régional de formation aux carrières des bibliothèques: CRFCB) と称されることもある。「図書館 (bibliothèques: B)」に「図書と文書に関する (du livre et de la documentation: LD)」という修飾辞が添えられることもある。稀ではあるが, (Centre régional de formation: CRF) と表記されていることもある。そのため, 同センターを表す頭字語としては, CFCB, CRFCB, CFCBLD, CRFCBLD, CRF の5種類が存在する。加えて <表4>でも示したように, 現時点で全12ヶ所中, 少なくとも10ヶ所のセンターには, 独自の呼称が存在する。
- 129) "Les centres de formation aux carrières des bibliothèques: bilan et perspectives," *Bulletin des bibliothèques de France*. Vol.52, No.5, 2007, p.51-68., p.51-52.
- 130) Arrêté du 5 mai 1989 portant création d'une commission pédagogique nationale des centres de formation aux carrières des bibliothèques, du livre et de la documentation.
- 131) Arrêté du 5 mai 1989 fixant les modalités de délivrance et le programme du certificat d'aptitude aux fonctions de bibliothécaire.
- 132) Daniel Renault, "Les formations à la recherche de leurs réformes," 前掲82), p.607-615., p.612.
- 133) Catherine Roussy, "Nouvelles compétences, nouvelles formations?: les CRFCB ou comment adapter l'offre à la demande," *Bibliothèque(s)*. No.73, 2014, p.54-58., p.54.
- 134) "Organismes de préparation aux concours des bibliothèques," (Le site officiel du MESR) 2016.09.20  
<[http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid/23283/organismes-de-preparation-aux-concours-des-bibliotheques.html#Les\\_centres\\_de\\_formation\\_aux\\_carrieres\\_des\\_bibliotheques](http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid/23283/organismes-de-preparation-aux-concours-des-bibliotheques.html#Les_centres_de_formation_aux_carrieres_des_bibliotheques)>
- 135) Loi n° 2015-29 du 16 janvier 2015 relative à la délimitation des régions, aux élections régionales et départementales et modifiant le calendrier électoral.
- 136) Loi n° 84-594 du 12 juillet 1984 relative à la formation des agents de la fonction publique territoriale et complétant la loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale.
- 137) Loi no 87-529 du 13 juillet 1987 modifiant les dispositions relatives à la fonction publique territoriale.  
通称は, 当時の内務大臣補佐 (地方公共団体担当) ガラン (Yves Galland) に因む。
- 138) Décret n° 87-811 du 5 octobre 1987 relatif au Centre national de la fonction publique territoriale.
- 139) Décret n° 85-643 du 26 juin 1985 relatif aux centres de gestion institués par la loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 modifiée portant dispositions statutaires relative à la fonction publique territoriale.
- 140) Loi n° 72-658 du 13 juillet 1972 portant modification du code de l'administration communale et relative à la formation et à la carrière du personnel communal et applications.
- 141) Montpellier (モンペリエ), Dunkerque (ダンケルク), Nancy (ナンシー), Angers (アンジェ)。順に, 公共インフラ, 国土整備, 教育文化, 社会的連携及び児童を担当。
- 142) Aline Depernet et al., *Rapport sur l'organisation et les missions des centres de gestion de la fonction publique territoriale du CNFTP*, Inspection generale de l'administration, 2014, 145p.
- 143) Loi n° 2007-209 du 19 février 2007 relative à la fonction publique territoriale.
- 144) 前掲112), p.456-457.
- 145) 『教育法典』R426条
- 146) Décret n° 86-254 du 25 février 1986 modifiant

- le décret n° 79-1228 du 31 décembre 1979 portant création et organisation du Centre national d'enseignement par correspondance et relatif au Centre national d'enseignement à distance et à ses missions.
- 147) Décret du 2 décembre 1939 créant un enseignement par correspondance.
- 148) Décret du 30 mai 1944 portant création du centre national d'enseignement par correspondance.
- 149) *L'histoire du Cned: depuis 1939*, Chasseneuil-du-Poitou, CNED, 2008, 54p.
- 150) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association.
- 151) "Rapport du président," *Bulletin d'information de I.A.B.F.* No.64, 1969, p.181-186., p.181.
- 152) "Statuts," (Le site officiel de l'ABF) <[http://www.abf.asso.fr/fichiers/file/ABF/organisation/statuts\\_ABf.pdf](http://www.abf.asso.fr/fichiers/file/ABF/organisation/statuts_ABf.pdf)>
- 153) "Formation d'auxiliaire de bibliothèque," (Le site officiel de l'ABF) 2016.04.26. <<http://www.abf.asso.fr/5/149/20/ABF/formation-d-auxiliaire-de-bibliotheque>>
- 154) "Validation des acquis de l'expérience - VAE," (Le site officiel de l'ABF) 2016.05.11. <<http://www.abf.asso.fr/5/149/22/ABF/validation-des-acquis-de-l-experience-vae>>
- 155) Adrien Bayle et al. *Les collectivités locales en chiffres 2015*. Paris, Direction générale des collectivités locales, 2015, 111p., p.8.
- 156) Ordonnance n° 45-2678 du 2 novembre 1945 créant une bibliothèque centrale de prêt dans certains départements.
- 157) Décret n° 86-102 du 20 janvier 1986 relatif à l'entrée en vigueur du transfert de compétences dans le domaine de la culture.
- 158) Loi n° 92-651 du 13 juillet 1992 relative à l'action des collectivités locales en faveur de la lecture publique et des salles de spectacle cinématographique.
- 159) 薬師院はるみ「フランスの県立貸出図書館におけるボランティア：地方分権政策下での全国的な統制」『図書館界』Vol.61, No.1, 2009.5, p.16-29.
- 160) 前掲102)
- 161) 前掲112), p.442.